

定額減税補足給付金（不足額給付2）のお知らせ

1. 概 要

令和6年に実施した定額減税補足給付金(調整給付金)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

税制度上「扶養親族等」から外れてしまう方のうち、個別に書類の提出(申請)により、給付要件を確認後、給付する必要がある方に対して、1人当たり最大4万円(※)を支給いたします。(※令和6年1月1日時点で海外居住者の場合等により、支給金額が変動いたします。)

2. 対象となる方

(該当すると想定される方に書類をお送りしています。)

令和7年1月1日時点で八幡平市にお住まいの方で、次の(1)～(3)のすべてに該当する方が対象となります。

- (1) 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円の方
- (2) 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方、
合計所得金額48万円を超えている方
- (3) 令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯支援給付金（1世帯7万円、10万円）
対象世帯の世帯主または世帯員に該当していない方

3. 手続きの方法

同封の返信用封筒に次の書類を入れて投函または最寄りの窓口（本庁地域福祉課、西根総合支所、安代総合支所、田山支所）に持参してください。詳しくは裏面をご覧ください。

【ご提出いただく書類】

- ① 確認書（水色の用紙）
- ② 通帳かキャッシュカードの写し ※振込先を変更または代理人による受給の場合
- ③ 本人確認書類 ※振込先を変更または代理人による申請等の場合



裏面に続く 

【全員】 同封の確認書表面に必要事項をご記入ください。

確認欄①②をご確認のうえ、チェック（☑）をし、確認日、世帯主氏名、連絡先電話番号を記入してください。

確認書の表面に印字されている口座であれば、確認書のみご提出ください。

※印字されている口座以外への振込みを希望する場合

⇒ A へお進みください。

※代理人が確認、受給等を希望する場合

⇒ B へお進みください。

A 【印字されている口座とは別の口座に変更する場合】

確認書裏面の【受取口座記入欄】を記入し、次の①および②を提出してください。

① 振込先口座が分かるもの

（金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

② 本人確認書類（次のア～ウのいずれかの写し）

ア 顔写真入りの書類

（運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカード等）1点

イ 顔写真がない書類

（公的医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳等（※氏名の他に、生年月日または住所が入ったもの））2点

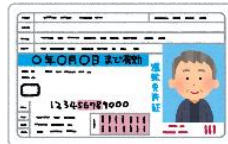
ウ 上記イの書類1点と氏名の他に生年月日、住所または顔写真が入った書類

（診察券、公共料金の領収証、社員証等）1点の計2点



※口座名義が世帯主の方以外の口座へ振込みを希望する場合

⇒ B へお進みください。



B 【代理人による確認または受給を希望する場合】

確認書裏面の【代理確認・受給を行う場合】の欄を記入し、次の①および②を提出してください。

① 振込先口座が分かるもの ※上記A①と同様。ただし、印字されている口座に振り込む場合は不要です。

② 本人及び代理人双方の本人確認書類 ※上記A②と同様

4. 書類の返送または窓口提出の期限

令和7年11月30日（日） ※当日消印有効

5. お問い合わせ先

八幡平市役所 福祉部 地域福祉課 福祉総務係

電話番号0195-74-2111（内線1113、1114、1115）